防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

内閣総理大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴府庁におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴府庁所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

① 企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

- 建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
- 人命の安全確保（避難経路・救命救助）
- 従業員等の安否確認体制の整備
- 災害時の指揮命令体制の整備
- 教育・訓練等の実施
- 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
- 二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

② 事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等

と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

警察庁長官　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴庁におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　警察施設の耐震化

○　警察災害派遣隊の充実・強化等

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴庁所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅

企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

総務大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　防災拠点となる公共施設等の耐震化
○　通信・放送施設の対策（ネットワークの多重化、停電・耐震対策等）
○　火災対策の推進（感震ブレーカーの普及、消防団の充実・強化等）
○　救助・救急対策の推進（緊急消防援助隊等の充実等）
○　情報伝達手段の多重化・多様化や高度化（防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備、Ｌアラートの見直し等）

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、

中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定めるBCPの策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP策定率を令和17年までに大企業で100%、中堅企業で80%とする目標を掲げているところですが、令和7年度調査では、大企業で75.8%、中堅企業で54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCPの策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急にBCPを策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的なBCPに基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCPの実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

法務大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

① 企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

- 建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
- 人命の安全確保（避難経路・救命救助）
- 従業員等の安否確認体制の整備
- 災害時の指揮命令体制の整備
- 教育・訓練等の実施
- 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
- 二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

② 事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等

と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

外務大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

① 企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

- 建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
- 人命の安全確保（避難経路・救命救助）
- 従業員等の安否確認体制の整備
- 災害時の指揮命令体制の整備
- 教育・訓練等の実施
- 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
- 二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

② 事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等

と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

財務大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

① 企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

- 建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
- 人命の安全確保（避難経路・救命救助）
- 従業員等の安否確認体制の整備
- 災害時の指揮命令体制の整備
- 教育・訓練等の実施
- 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
- 二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

② 事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等

と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

文部科学大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　公立学校、私立学校、文化財等の耐震化
○　防災教育による児童生徒等の防災知識等の普及
○　避難所となる小中学校等におけるバリアフリー化、空調設備の設置、トイレの洋式化等

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定めるBCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

厚生労働大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　社会福祉施設、災害拠点病院等の耐震化
○　社会福祉施設、医療機関等の浸水対策及び非常用発電設備の整備等の推進
○　DMAT の充実

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図る BCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とす

る目標を掲げているところですが、令和７年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

農林水産大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　農業集落排水施設等の耐震化
○　海岸保全施設等の整備
○　森林の山地災害防止機能の維持増進や林道等の整備
○　防災重点農業用ため池に係る防災対策の推進

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定めるBCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

経済産業大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　ライフライン・インフラ施設（発電・送電システム、工業用水道等）の耐震化

○　災害時に備えた燃料供給体制の確保（災害対応訓練の実施等）

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定めるBCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とす

る目標を掲げているところですが、令和７年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

国土交通大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　住宅等の耐震化
○　ライフライン・インフラ施設（道路、上下水道施設、鉄道、港湾、空港等）の耐震化
○　火災対策の推進（密集市街地の整備、感震ブレーカーの普及等）
○　津波に強い地域構造の構築（海岸保全施設、津波避難タワーの整備等）
○　土砂災害・地盤災害・液状化対策（土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地等の対策等）
○　TEC-FORCE 活動の強化
○　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（緊急輸送体制の確保等）

また、昨今の水害の激甚化を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害対策の推進にも努めていただくようお願いいたします。

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図る BCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

② 事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③ 中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

環境大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　避難所の環境整備を推進

○　一般廃棄物処理施設の整備・更新

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅

企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

防衛大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　自衛隊施設の強化

○　救助部隊の体制整備

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図るBCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とする目標を掲げているところですが、令和 7 年度調査では、大企業で 75.8%、中堅

企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上